

■ 教育委員会 社会教育係 ⑯番窓口 TEL 63-1111

## テーマ 「伝統的な大衆芸能を味わう」



- 日時 2月7日(土) 14時～  
(受付 13時30分～)
- 場所 湯浅町役場3階  
なぎホール
- 定員 250名

### 入場整理券

- 配布期間／1月14日(水)～1月29日(木)  
※先着順にて配布し、なくなり次第終了  
※電話での取り置き不可
- 配布場所／教育委員会、湯浅町立図書館
- その他／整理券は1人につき2枚まで配布

浪曲師 京山 幸枝若 氏 (人間国宝)  
浪曲師 菊池 まどか 氏、曲師 虹 友美 氏

### 浪曲とは?

日本の伝統的な大衆芸能の一つで、曲師の弾く三味線を伴奏として、「節」をつけてうたう部分と、「啖呵」とよばれる語りや対話の部分を、一人で口演する唄入りの物語芸です。

今回は、浪曲師で初めて人間国宝に認定された2代目京山 幸枝若 氏らによる、生の迫力ある声と、息遣いを間近で感じられる貴重な機会となります。

皆さまお誘いあわせのうえ、ぜひお越しください。



## 令和8年度からの固定資産税 地籍調査完了に伴う土地の課税面積について

■ 住民生活課 税務係 ①②番窓口 TEL 64-1106

土地にかかる固定資産税は、国が定める固定資産税評価基準に基づき、登記面積により課税することが原則となります。

これまで地籍調査により登記面積が増加した場合は、地籍調査未実施の土地との税負担の公平性の観点から、従前の面積で課税をしていました。

令和7年度に町内全ての地籍調査が完了し、地籍調査の結果が登記されましたので、令和8年度からは「地籍調査後の登記面積」で課税を行うこととなります。

そのため、登記面積が増加した土地については、固定資産税が増額になる場合がありますがご理解のほどよろしくお願いします。

### 《課税面積より登記面積が大きい場合》

(例) 令和2年度に地籍調査され、調査後面積が100m<sup>2</sup>から200m<sup>2</sup>に改められた土地  
令和7年度の課税面積 100m<sup>2</sup> (町内全域の調査完了まで旧面積で課税)



令和8年度の課税面積 200m<sup>2</sup> (調査後の改められた登記面積で課税)